

各都道府県高齢者保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長

### 生活機能評価の実施方法等について

特定高齢者把握事業の具体的な運用方法については、別途「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第069001号）において通知したところであるが、今般、生活機能評価の実施方法等を下記のとおり定め、平成20年4月1日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村にその周知をお願いする。

#### 記

##### 1 検査項目

生活機能評価は、基本チェックリスト、生活機能チェックと生活機能検査とで構成する。

##### (1) 生活機能チェック

###### ア 問診

現状の症状、既往歴、家族歴、嗜好、生活機能に関する項目（基本チェックリスト）等を聴取する。ただし、市町村が、生活機能チェックを実施する前に、基本チェックリストを行い、特定高齢者の候補者を選定している場合は、基本チェックリストは行わないものとする。

###### イ 身体計測

身長及び体重を測定し、BMIを算定する。

###### ウ 理学的検査

視診（口腔内を含む。）、打聴診、触診（関節を含む。）を実施する。

###### エ 血圧測定

聴診法又は自動血圧計により、収縮期血圧及び拡張期血圧を測定する。

##### (2) 生活機能検査

###### ア 理学的検査

反復唾液嚥下テストを実施する。

###### イ 循環器検査

安静時の標準12誘導心電図を記録する。

ウ 貧血検査

血液中の赤血球数、血色素量（ヘモグロビン値）及びヘマトクリット値を測定する。

エ 血液化学検査

血清アルブミン検査を実施する。

2 実施方法

(1) 生活機能チェック以外の機会に基本チェックリストを実施し、特定高齢者の候補者を選定する場合

ア 特定高齢者の候補者の選定

市町村は、第1号被保険者（要介護者及び要支援者を除く。以下同じ。）について、基本チェックリストを実施し、地域支援事業実施要綱に定める基準に従い、特定高齢者の候補者を選定する。

イ 生活機能チェックと生活機能検査の実施

特定高齢者の候補者に選定された者について、基本チェックリストを除く生活機能チェックと生活機能検査を実施し、特定高齢者に該当する者であることの確認を医師が行う。

(2) 生活機能チェックの機会に基本チェックリストを実施し、特定高齢者の候補者を選定する場合

ア 特定高齢者の候補者の選定

第1号被保険者について、生活機能チェックを実施し、特定高齢者の候補者を選定する。

イ 生活機能検査の実施

特定高齢者の候補者に選定された者について、生活機能検査を実施し、特定高齢者に該当する者であることの確認を医師が行う。

3 生活機能評価の判定

生活機能及び介護予防事業（「通所型介護予防事業」及び「訪問型介護予防事業」をいう。以下同じ。）に関する評価については、基本チェックリスト、生活機能チェック及び生活機能検査の結果を医師が総合的に判断するものとし、次のいずれかに区分する。

(1) 生活機能の低下あり

生活機能の低下があり、要支援・要介護状態となるおそれが高いと考えられる場合で、地域支援事業実施要綱に定める特定高齢者の候補者の基準に該当し、かつ地域支援事業実施要綱別添2の「特定高齢者の決定方法」に該当している場合

1) - 1 介護予防事業の利用が望ましい

生活機能の低下があり、介護予防事業の利用が望ましい場合

1) - 2 医学的な理由により次の介護予防事業の利用は不適當

- 全て
- 運動器の機能向上プログラム
- 栄養改善プログラム
- 口腔機能の向上プログラム
- その他のプログラム ( )

生活機能の低下はあるが、心筋梗塞、骨折等の傷病を有しており、  
ア 介護予防事業の利用により当該傷病の病状悪化のおそれがある  
イ 介護予防事業の利用が当該傷病の治療を行う上で支障を生ずるおそれがある

等の医学的な理由により、介護予防事業の利用は不適當であると判断される場合であり、具体的に利用が不適當な介護予防事業のプログラムに印を付するものとする。

(2) 生活機能の低下なし

生活機能が比較的よく保たれ、要支援・要介護状態となるおそれが高いとは考えられない場合で、地域支援事業実施要綱に定める特定高齢者の候補者の基準に該当しない場合又は特定高齢者の候補者の基準に該当する場合であって地域支援事業実施要綱別添2の「特定高齢者の決定方法」に該当しない場合